

蕨市立小・中学校体育施設利用者の心得（令和8年2月現在）

1. 利用時の服装について

館内では必ず専用の上履きを使用し、土足厳禁とする。上履きで屋外へ出ることも禁止する。また運動に適した服装を着用すること。

2. 利用時間について

決められた利用時間を厳守すること。また、申請した時間以外は利用しないこと（利用前の準備、利用後の清掃・原状復帰作業は、利用時間内に行うこと）。

3. 学校備品について

原則として学校備品は使用禁止とする。事前に許可を得て使用した用具、または移動させた器具は所定の場所に戻すこと。

学校内に許可なく用具・備品を保管しないこと。許可を受けた場合は必ず指定された場所に保管すること。保管されていた備品が紛失・破損した場合は、学校及び教育委員会はその責めを負わない。

4. 鍵について

鍵は、定期的に利用している団体にのみ貸与する。

鍵を貸与された団体は鍵を管理し、鍵の開閉については毎回責任をもって行うこと。

スペアキー（合鍵）の作成、鍵の又貸しは厳禁とする。

鍵を紛失した場合は速やかに教育委員会に申し出ること。

5. 施設及び設備の原状回復について

利用後は直ちに使用及び移動した設備等を定められた場所に戻すこと。また、施錠、消灯の確認をすること。

ゴミは必ず持ち帰ること。

体育館の床にテープを貼る行為はテープの種類を問わず禁止とする（従来、認めていた推奨テープを使用した場合でも体育館の床材がはがれることが確認されたため）。

6. 事故の責任について

傷害事故防止のために、万全を期して利用すること。

利用時におけるトラブル（盗難・事故等）について、学校及び教育委員会はその責めを負わない。

施設及び設備を破損した場合は、直ちに学校及び教育委員会へ申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

7. 遵守事項

- (1) 活動者名簿に記載された者以外の利用はできない。
- (2) 施設内に動物を帯同してはならない。
- (3) 水分摂取以外、敷地内での飲食は禁止とする。
- (4) 子ども会・町会活動など、スポーツ活動以外の目的で、本事業の団体届け出とは別扱いで利用する場合は、その利用は本事業の対象外となるため、別に学校に直接使用許可を受けること。
- (5) 雨上がりの校庭及びテニスコートの使用は、利用者自身がコンディションを見極め、少しでも水がにじむようであれば使用を中止すること。
- (6) 自己の都合により利用しない場合（キャンセル）は、あらかじめ平日の日中に学校へ連絡すること。
- (7) 種目によっては、施設を利用できないものもあるため事前に教育委員会へ確認すること。（利用不可種目の例／体育館：フットサル グラウンド：硬式野球 など）
- (8) 利用に支障を期たさない範囲で節電に努めること。
- (9) 大会・練習試合などで使用する場合は、あらかじめ学校及び教育委員会へ要項等の提出をすること。また、他施設利用者がある場合は迷惑にならないようにし、駐車台数・駐車場所等を厳守すること。
- (10) 建物内のトイレを利用する際には、決められた場所以外には立ち入らないこと（機械警備が反応するため）。
- (11) 利用にあたっては、緊急時の避難経路の確認・確保など安全対策を図ること。
- (12) 利用中に火災、その他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置をとり、警察署・消防署等関係機関に連絡すること。あわせて教育委員会にも連絡すること。
- (13) 学校及び教育委員会の指示に従い、注意を守ること。

8. 禁止行為

- (1) 飲酒及び酒気帯びでの利用。
- (2) 敷地内及び周辺での喫煙及び火気の利用。
- (3) 指定した場所以外の自動車等の乗り入れ又は駐車。
- (4) 許可されていない施設の利用及び立ち入り。
- (5) 利用権の他への転貸又は譲渡。
- (6) 政治・宗教活動また営業を目的とした行為。
- (7) 他の利用者及び近隣住民に迷惑をかける行為。

9. 使用許可の取り消し

- (1) グラウンドや施設の状態が不良のとき。
- (2) 施設の安全確保ができないとき。
- (3) 学校利用許可申請書の利用目的と利用実態が著しく異なるとき。
- (4) 公序又は風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (5) 学校教育に著しく支障をきたしたと認められたとき。
- (6) 利用者が条例、規則、遵守事項を守らないとき。また、学校及び教育委員会の指示に従わないとき。

競技種目ごとの注意事項

○バスケットボール

可動式ゴールの場合は使用后必ず元の位置に戻すこと。

○バレーボール・ソフトバレーボール・バドミントン・バスケットボール

学校備品のポール・ネットは学校の許可を得て使用し、使用後は必ず元に戻すこと。

学校が貸与を許可した場合を除き、ボール・シャトルは団体で用意すること。

○テニス

使用後はネットを必ず緩め、ローラー等でコートを整備をすること。

○野球・ソフトボール・サッカー

ボールにはチーム名を記載すること（ボールが民家など他者の敷地内に入ったときのため）。

○体育館を使用するすべての競技

ラインテープは使用しないこと（従来、認めていた推奨テープを使用した場合でも体育館の床材がはがれることが確認されたため）。

参考：蕨市立小・中学校体育施設の開放に関する規則

（利用の停止等）

第9条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は指導員の指示に従わないときは、退去を命ずることができる。

（利用者の賠償責任）

第10条 利用者は、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指導員を通じ教育委員会に届け出なければならない。

2 利用者は、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない理由があると認めたときは、減免することができる。